

平成22年度から実施される 個人市県民税の主な改正内容

住宅借入金等 特別税額控除の創設

◆平成21年から平成25年まで に入居した方

平成21年1月
日から平成25年
12月31日までの
間に入居し、所
得税の住宅借入
金等特別控除の
適用を受け、所得
税で控除しきれ
なかつた金額が
ある場合は、個人
市県民税の住宅
借入金等特別税
額控除の対象と
なりました。



▽**控除額** 次のいずれか小さい額が、翌年度の個人市県民税所得割額から控除されます。

- ① 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかつた額の5%（上限97,500円）
- ② 所得税の課税総所得金額等

0円

▽**控除期間** 最長10年間

▽**手続方法** 初めて住宅借入金等特別控除の適用を受ける方は、税務署で所得税の住宅借入金等特別控除の確定申告を行ってください。2年目以降は、給与所得のみで年末調整が済んでいる方は、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている場合は申告は不要です。その他の方は、確定申告を行ってください。

◆平成11年から平成18年まで
に入居した方

税源移譲
の経過措置
として、住
宅借入金等
特別税額控
除の適用を受
ける場合、昨
年から、確定
申告書や勤務
先から市へ給
与支払報告書

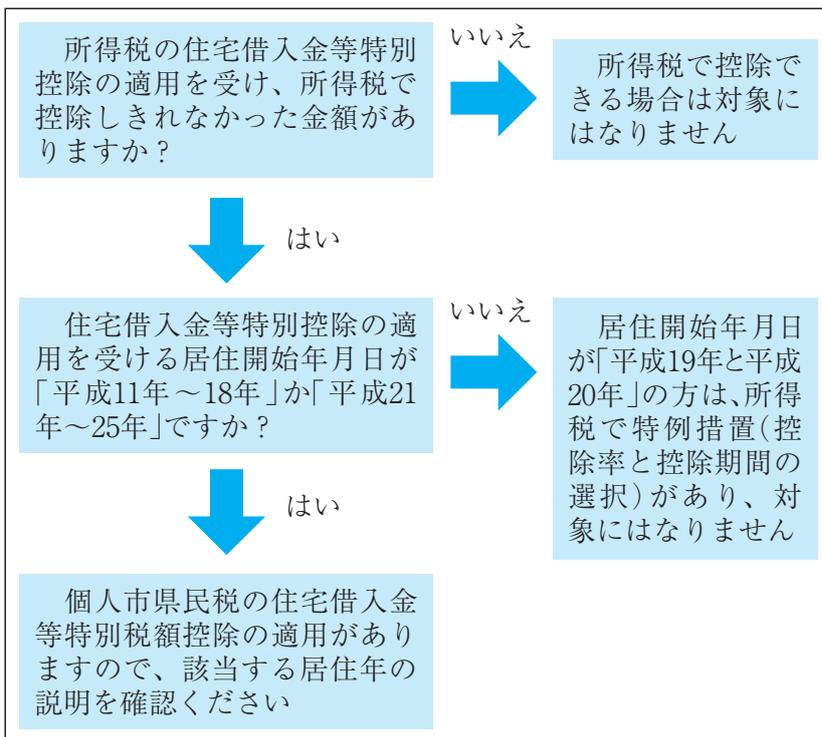


提出されてい
れば、申告が
原則不要とな
りました。
なお、課税山
林所得・課税
退職所得を有
する方は、所
得税で平均課
税の適用を受
けることによ
り、控除額が
有利になる場
合があります。
▽**申告期限** 3月15日(月)
※平成19年から平成20年までに入居した方は、所得税で控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、個人市県民税から控除することはできません。

▽**注意事項**

- 確定申告をする場合は、確定申告書第2表「特例適用条文等」の欄に「居住開始年月日」の記載が必要です。
- 勤務先から提出される給与支払報告書は、摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」の記載が必要です。勤務先から

■住宅借入金等特別税額控除の対象の可否



上場株式等の譲渡益・配当 に対する課税の見直し

◆**上場株式等に係る配当所得の申告分離課税制度の創設**
平成21年1月1日以降に支払を受けるべき上場株式等の配当所得について申告した場合

合、納税義務者の選択により、配当所得の合計額は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。なお、申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用はありません。



区分別税率・控除の有無等

	申告する		申告しない
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	(申告不要制度適用)
借入金利子の控除	あり	あり	なし
税率 (個人市県民税)	10.1%	3%(5%) (※1)	3%(5%) (※1)
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	あり	なし
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる(※2)	合計所得金額に含まれない

※1 平成24年1月1日以後に支払いを受けるべきものは、()内の率になります。
 ※2 上場株式に係る譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との損益通算の特例の適用を受けている場合には、その適用後の金額になり、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額になります。

◆上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の特例の創設
 平成22年度分以後の個人市県民税は、同一年中または過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額との間で損益通算を行うことができることとなりました。



◆上場株式等の配当所得および譲渡所得に係る軽減税率の特例の延長
 上場株式等の配当所得および譲渡所得に係る軽減税率の特例の延長により、平成21年1月1日から平成23年12月31日まで(個人市県民税は、平成22年度から平成24年度分まで)は、軽減税率3%が適用されます。

平成21年分農業所得申告

農業所得申告

平成21年分農業所得は、収支計算で申告ください。

農業所得以外に給与所得などの所得がある方は、各種所得を合算して市県民税の申告をする必要があります。

収支計算をする際の土地改良費は、賦課金が10アール当たり1万円以上の場合、賦課金に含まれている永久資産相当分が必要経費として認められません。

なお、賦課金が1万円以上の下表の土地改良区などは、控除額を次のとおり算出しましたので、収支計算をする際に、控除額を土地改良費の必要経費として計上ください。

なお、この表にない土地改良区などの賦課金は、10アール当たり1万円未満のため、支払った賦課金額を必要経費



土地改良費控除額(10アール当たり)

地域	名称	控除額		
豊岡	なかさ 中佐土地改良区	一般分	16,178円	
		特別分	13,427円	
	中郷土地改良区		11,066円	
	いせき 新田井堰土地改良区	ほ場(田)	10,033円	
	新田東部土地改良区		20,966円	
	福江土地改良区	福田工区	一般分	12,565円
	森津土地改良区		一般分	21,877円
			特別分	17,101円
	やほな 八幡土地改良区		34,828円	
	日高	国府平野土地改良区	13,515円	
出石	中川土地改良区	19,320円		
	出石北土地改良区	10,269円		

※新田井堰土地改良区の経常分(一般会計分)は、領収書などで確認し、別途経費に算入ください。また、福江土地改良区の福田工区一般分には、水利費2,720円が含まれています。

減価償却制度の改正

平成20年度の税制改正により、農業用の機械および装置の耐用年数が7年に改正されており、平成21年分の申告から適用することになっています。